

市立やき保育園 のはなひろば

電車が見える屋上園庭で遊びます。子育てのコツや触れ合い遊びを紹介。看護師、保育士への相談もあります。(雨天時は、室内でボールプール)とき 11月8日(火) 午前10時~11時30分

対象 1~2歳の幼児と保護者

申込方法 当日直接同保育園へ。

問合せ 同保育園 ☎042-2160-0770

市立わかたけ保育園 あそぼう会

わらわらたや触れ合い遊びをしながらか子育ての楽しいことと悩んでいることを話してみませんか。とき 11月22日(火) 午前10時~11時30分

対象 平成27年7月~平成28年5月生まれの乳幼児と保護者

定員 15組(申込順)

申込 11月1日から、電話で同保育園 ☎042-383-1118(1)へ。



冒険遊び場 (プレーパーク) 11月のイベント

〈音遊び大会〉

内容 竹馬、剣玉、羽根つき、凧作り、べえごま

対象 小学生以上

参加費 無料(一部有料の場合あり)

【いけとがわ】

とき 11月8日(火)~10日(木)午後3時~4時30分、12日(土)午前10時~午後3時

ところ いけとがわプレーパーク(東京学芸大学構内)

〈くまの山〉

とき 11月11日(金) 午後3時~4時30分

ところ くじら山プレーパーク(都立武蔵野公園内)

〈いけとがわ〉 焼き芋と落ち葉の工作

とき 11月17日(木) 午前10時30分~正午

ところ いけとがわプレーパーク(東京学芸大学構内)

対象 乳幼児とその保護者

参加費 50円

持ち物 芋(アルミホイルに包んだもの)、飲み物



◆共通◆

その他 開催状況等の詳細については、冒険遊び場事業ホームページ <http://www.koganei-yu.net/playpark/> (163) をご覧いただくか、お問い合わせください。

申込方法 当日直接会場へ。

問合せ 開催状況、行事内容について NPO法人こがねい子ども遊パーク ☎080-6880-9809、事業について 児童青少年課児童青少年係 ☎042-387-9847

ファミリー・サポート・センター

同センターは、依頼会員(手助けをしてほしい方)と

協力会員(お手伝いをしたい方)の会員組織です。子育てを地域で支える相互援助活動に参加しませんか。

【会員登録】
登録を希望する方のため、会則、援助活動までの流れ、仕組みを説明します。

とき 11月16日(水) 午前10時~11時

ところ 婦人会館

対象 ▽依頼会員 ▽市内在住で、原則生後57日~小学生の子どもと同居している方 ▽協力会員 ▽援助活動に関心のある20歳以上の方(協力会員講習会への参加が必要です)

その他 保育あり(要事前申込)

申込方法 11月2日から、電話で同センターへ。

【協力会員講習会】
子どもの健康と安全、子どもの発達、食事、応急手当などについて学びます。

とき 12月10日、平成29年1月28日、2月25日、3月4日(いずれも土曜日) 午前9時30分~午後3時

※このほかの日程で保育実習があります。出席できる回からの参加も可能です。

ところ 保健センター

対象 援助活動に関心のある20歳以上の方

申込方法 電話でファミリー・サポート・センターへ。



たくさんのお会いを大切に

ご利用ください 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、地域の子育て家庭を支援し、子どもとその家族が安心して健康に生活することができる地域づくりをめざしています。

友達の輪を広げるお手伝いや、子育てに関する情報を提供します。

子どもに関するあらゆる相談もお受けします。

- ① **子育て相談**
一人で悩まないで一緒に考えましょう。職員に気軽に相談してください。電話でも相談できます。
- ② **子育ての相談**
専門の相談員(臨床心理士)が相談に応じます(不定期)。事前の予約が必要です。
- ③ **親子あそびひろば**
親子が安心して楽しく遊ぶ自由なスペースです。スタッフも一緒に交流します。飲めるスペースもあります。
- ④ **子育て講座・自主グループ**
子育てに関する情報の提供や各種子育て講座を実施しています。また、お父さんやお母さんの自主グループ活動を応援します。
- ⑤ **子どもショートステイ**
保護者の傷病・看護、冠婚葬祭・出張、育児疲れ・育児不安などで、子どもを養育することが困難になったときに、市が指定する児童養護施設で短期間(宿泊)子どもをお預かりします。
- ⑥ **育児支援ヘルパー**
生活保護世帯等は無料で出産直後で介助する方がいない家庭や多胎の家庭、育児が困難な状況にある家庭に対して、相談に応じヘルパーを派遣します。

11月は児童虐待防止推進月間

さしのべて あなたのその手 いちはやく

(平成28年度「児童虐待防止推進月間」標語)

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」としています。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

〈児童虐待とは〉

児童虐待は、重大な人権侵害行為です。子どもが嫌いだから、憎いからというだけではなく、しつけや訓練などの親の思いや愛情から生まれた行為でも、子どもの心身を傷つける行為は虐待です。

〈おかしい?と感じたら迷わず連絡〉

皆さんの連絡が子どもたちのSOSをキャッチするきっかけになります。秘密は守られますので、心配なこと、

気になることがありましたらご連絡ください。

〈通告・相談〉

- ▷ 子ども家庭支援センター(相談窓口) = ☎042-321-3146 (月曜~土曜日 午前9時~午後5時)
- ▷ 東京都小平児童相談所(緊急時) = ☎042-467-3711 (月曜~金曜日 午前9時~午後5時45分)
- ▷ 児童相談所全国共通ダイヤル(緊急時) = ☎189 (お近くの児童相談所につながります。つながらない場合は、☎0570-064-000へ)
- ▷ 小金井警察署(緊急時) = ☎042-381-0110

虐待には、4つのタイプがあります。これらは、単独で起こるわけではなく重複して現れることが多いのです。

身体的虐待

- 身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること
- 殴る・ける・たばこの火を押し付ける・熱湯をかける など
- あざや傷、やけど、骨折。ひどい場合には、後遺症を残したり、死に至ることもある。

ネグレクト

(養育の放棄・怠慢)

- 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置
- 家や車の中に放置する・食事やふろなどの世話をしない・健康を損ねても治療しない・同居人の子どもへの暴力を見逃す など
- 発育・発達がおとろけたり、極端な場合には、栄養失調や脱水症状などから死に至ることもある。

心理的虐待

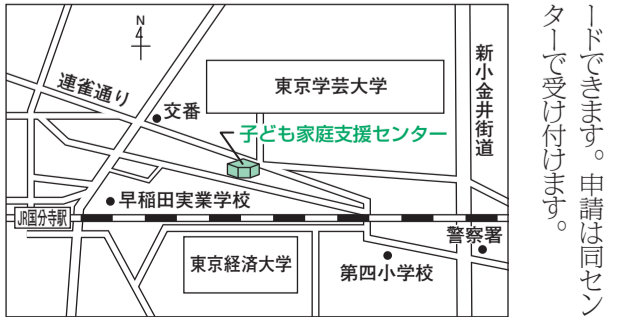
- 著しい暴言または著しい拒絶的な対応、家庭内における配偶者に対する暴力
- 子どもの存在を否定するような暴言・発達段階や能力以上のことを要求し、できないとしかる。
- 子どもの前でDV(夫・妻・パートナーへの暴力)を行う など
- 強いおびえ、うつ状態、無感動・無反応、強い攻撃性など、日常生活に支障をきたす精神症状が現れる。

性的虐待

- 性的ないたずらをしたり、性的関係を強要したりする。
- 性的行為を見せる・ポルノなどの性的商品の対象にする など
- 異性への極端な嫌悪感を植え付けてしまうなど、子どもの心身に大きな傷を残す。

※生活保護世帯等は無料で受け付けます。申請は同センターで受け付けます。

生活保護世帯等は無料で受け付けます。申請は同センターで受け付けます。



問合せ 子ども家庭支援センター(1)相談専用 ☎042-321-3146(2) ☎042-321-3144(3) ☎042-321-3141(4) ☎042-321-3161(5) ☎042-387-9806(6)